

古物営業法施行規則が 一部改正されました。

古物商の皆さん!!
下記の物を買受ける際は
「身分確認」と「帳簿の記載」を忘れずに!

令和7年10月1日 改正

**取引金額に関わらず、古物商が買受けする時、
身分確認及び帳簿に記載**しなければならない
古物が**追加**されます。

追加される古物

注意!!



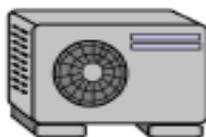
電線



**グレーチング
(金属製のもの)**



**エアコンの
室外機**



**電気温水機器の
ヒートポンプ**



☆古物商に上記物品を売却する方へ☆

上記の物品を売却する際、金額に関わらず、古物商から身分確認（住所、氏名、生年月日、職業等）を求められます。

運転免許証やマイナンバーカード等の身分確認できるものを持参してください。

静岡県警察本部生活安全部生活保安課